

34. 大韓民国 (K R)

国名	国別 整理 番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
34 大韓 民国 (K R)	1	공개특허공보 公開特許公報	韓 国 語	不 定 期	1983. 3.25 ~			番 号 順
	2	특 허 공 보 特許公報	韓 国 語	月 2 回	1948 ~ 1969		1949 ~ 1960	公 告 番 号 順
	3	특 허 공 보 特許公報	韓 国 語	不 定 期	1970 ~			公 告 番 号 順
	4	Patent Abstracts 特許英文抄録	英 語	不 定 期	1979 ~			発行日順
	5	공개실용신안공보 公開實用新案公報	韓 国 語	不 定 期	1983. 3.25 ~			番 号 順
	6	실 용 신 안 공 보 實用新案公報	韓 国 語	不 定 期	1960 ~			公 告 番 号 順

概 要	備 考
1. 公開番号順目次 2. 公開番号順抄録 (書誌的事項、発明の名称、発明の要約及び図面)	1. 特 許 (1990年 9 月 1 日改正) (1) 種 類 発明特許 分割特許 植物特許 (2) 存続期間 出願から20年 (医薬等に延長制度有) (3) 審 査 方式、単一性、新規性及び特許性の審査。 審査請求 (特許出願日から 5 年以内) 制度あり。 (4) 公開制度 出願日又は優先日から18ヶ月後に公開される。 (5) 公告・異議申立 (公告日から 2 ヶ月以内) 制度あり。 (6) 実施義務 出願日から 4 年以内。 (特許日から 3 年以内の長い方) (7) 無効審判は存続期間完了後でもできる。 (8) 審判請求制度 拒絶査定送達の日から30日以内。 (9) 変更出願 拒絶査定送達の日から30日以内。 (出願日から 3 年以内) 特許 実用新案へ (又は意匠登録へ)
1. 特許実用新案出願公告目次 2. 発明特許公告 (全文明細書) 3. 実用新案公告 (全文明細書)	1. 1970年以降は実用新案公報 (整理番号 6) 及び特許公報 (整理番号 3) に分冊継続。
1. 公告番号順目次 2. 公告明細書 (全文) (書誌的事項、クレーム、図面) 3. 一般公告 (特許権の消滅、訂正、弁理士登録公示等)	
特許公報を英文抄録したもの 1. 公告番号順目次 (公告番号 分類、発明の名称) 2. 公告番号順抄録 (書誌的事項、クレーム、主要図面等)	1991年から自国民のもののみを英抄化している。
1. 公開番号順目次 2. 公開番号順抄録 (書誌的事項、考案の名称、考案の要約及び図面)	1. 実用新案 (1) 存続期間 出願日から15年。 (期間延長できない) (2) 審査請求 (出願日から 3 年以内) 制度採用。 (3) 韓国語の名称の他に 「Utility Model Specifications」と表示されている。
掲載事項は特許公報 (整理番号 3) と同様である。	

34. 大韓民国 (K R)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
34 大韓民国 (K R)	7	의 장 공 보 意匠公報	韓 国 語	不 定 期	1960 ~			番 号 順
	8	상 표 공 보 商標公報	韓 国 語	不 定 期	1960 ~ 1969			番 号 順
	9	상 표 공 보 商標公報	韓 国 語	不 定 期	1970 ~		1972 ~ 1977	番 号 順
	10	심결 공보 審決公報	韓 国 語	不 定 期	1960 ~ 1971			發 行 日 順
	11	ANnnal Report 年報	英 語 韓 国 語	年 刊	1959 ~ 1967 1978 1981 ~ 1983 1986 ~ 1996			年 別

概 要	備 考
1. 登録番号順目次 2. 分類別ひな型見本	1. 意 匠（1994年1月1日から） (1) 存続期間 登録日から10年。 (2) 審査主義を採用。 (3) 韓国語の名称の他に「Designs」と表示されている。
1. 登録商標目録及び商標見本 2. 審決公報 3. 登録意匠目次及び意匠全文明細書 4. 公示事項	1970年以降は意匠公報（整理番号7）及び商標公報（整理番号9）に継続。
1. 公告番号順目次 2. 分類別商標見本 （書誌的事項、商標見本等）	1. 商 標 (1) 種 類 登録商標 サービスマーク 連合商標 団体商標 (2) 存続期間 登録日からは10年。但し、10年毎に更新できる。 (3) 公告・異議申立（公告日から30日以内）制度を採用。 (4) 審 査 方式、登録可能性の審査あり。 (5) 国内商品分類 第1～53類 サービスマーク 第101～112類 (6) 3年継続不使用の場合は取り消すことができる。 (7) 韓国語の名称の他に「Trade Marks」と表示されている。
1. 審決公報目次 2. 審決公報	
工業所有権関係諸統計	参考資料センター所蔵